

許可番号 第02700142971号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府八尾市西高安町三丁目7番地

氏 名 東海環境株式会社
代表取締役 中島 聖智

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 松井 一郎



許可の年月日 平成30年8月1日

許可の有効年月日 平成35年7月31日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 廃油
- 4 廃酸
- 5 廃アルカリ
- 6 廃プラスチック類
- 7 紙くず
- 8 木くず
- 9 繊維くず
- 10 動植物性残渣
- 11 ゴムくず
- 12 金属くず
- 13 ガラスくず
- 14 鉱さい
- 15 がれき類
- 16 ばいじん

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を除く

以上16種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成20年8月1日 当初許可

平成30年6月29日 更新許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 有

八尾市 第12610142971号

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白



許可番号 第12610142971号

産業廃棄物収集運搬業許可証

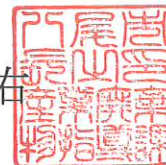
住所 大阪府八尾市西高安町三丁目7番地

氏名 東海環境株式会社

代表取締役 中島 聖智

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

八尾市長 山本 桂右



許可の年月日 平成30年 8月29日

許可の有効年月日 令和 5年 7月31日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

1 燃え殻	5 廃アルカリ	9 繊維くず	13 ガラスくず
2 汚泥	6 廃プラスチック類	10 動植物性残さ	14 鋳さい
3 廃油	7 紙くず	11 ゴムくず	15 がれき類
4 廃酸	8 木くず	12 金属くず	16 ばいじん

石綿含有産業廃棄物を含む。

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

水銀含有ばいじん等を除く。

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：八尾市西高安町三丁目1番、7番

面積：10.6m²

保管上限：16.4m³

積み上げ高さ：2.4m

積替えできる産業廃棄物の種類：1の2, 6, 12, 13, 15の5種類

1の6, 13, 15については石綿含有産業廃棄物に限る。1の2, 12については石綿含有産業廃棄物を除く。

1の2, 12については水銀使用製品産業廃棄物（廃電池に限る。）に限る。1の6, 13, 15については水銀使用製品産業廃棄物を除く。

水銀含有ばいじん等を除く。

所在地：八尾市西高安町三丁目4番1

面積：217.2m²

保管上限：109.8m³

積み上げ高さ：2.2m

積替えできる産業廃棄物の種類：1の6, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 15の8種類

石綿含有産業廃棄物を除く。

1の6, 12, 13については水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯に限る。）を含む。1の7, 8, 9, 11, 15については水銀使用製品産業廃棄物を除く。

水銀含有ばいじん等を除く。

以下余白

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 8月 1日 当初許可

令和 元年 7月 1日 変更許可

平成30年 8月29日 許可更新

以下余白

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

許可番号 第02750142971号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府八尾市西高安町三丁目7番地

氏 名 東海環境株式会社
代表取締役 中島 聖智

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項及び第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 松井 一郎



許可の年月日 平成28年12月27日

許可の有効年月日 平成33年12月26日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
 - 2 汚泥
 - 3 廃油
 - 4 廃酸
 - 5 廃アルカリ
 - 6 鉱さい
 - 7 ばいじん
 - 8 廃石綿等
- 以上8種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成28年12月27日 当初許可

平成30年6月29日 変更許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

特管